

吉 地 公 第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 吉田町地域公共交通協議会
住 所 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
代 表 者 氏 名 会長 田村 典彦

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 月 日

(名称) 吉田町地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
吉田町においては、3路線の幹線系統に該当する路線バス、2社のタクシー事業者が町内の公共交通機関を担っており、鉄道駅は無く、路線バスが町内と周辺市の鉄道駅や空港を結ぶ主な交通手段となっており、車を運転できない世代を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。 しかしながら、町内における路線バスのバス停から300m圏域の人口カバー率は約3割程度となっており、人口の多い地区の一部では路線バスが通っていないこともあり、住民に不便を強いている状況にある。 また、町内を走る路線バスのうち、藤枝相良線と島田静波線は赤字基調であり、バス事業者から単独継続困難との申し出があり、両路線とも国及び県の補助に加え、沿線市町で協調し路線の維持を支援している状況にある。 このため、既存の路線バスだけでは対応できない町内の移動、バス停から遠い地点とバス停とを結ぶ移動手段として、当町では吉田町全域と町外の一部を対象とした区域運行のオンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カーよしだ」の運行を実施することにより、町内外への交通手段を確保するものである。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
“ぎゅっと”カーよしだ - 登録者数：2,400人（令和8年度末） ※令和8年度末目標値 1,900人（必達）、2,200人（希望）令和8年4月末時点 2,262人 - 利用回数：11,000回（令和8年度下半期と令和9年度上半期の合計） ※直近1年（令和7年5月～令和8年4月）の利用回数 10,185人 吉田町地域公共交通計画 P17 参照
(2) 事業の効果
- 既存の路線バスだけでは対応できない町内の移動、バス停から遠い地点とバス停とを結ぶ移動手段が確保される。 - 地域間幹線系統路線バスとオンデマンド型乗合タクシーを連携することで、町全体の公共交通の利便性の向上や外出促進・地域活性化につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- パンフレット、利用説明動画の作成（吉田町） - 地域の会合等での説明、スマートフォン操作説明会の開催（吉田町） - 福祉割引、通勤通学定期券利用者のバス乗継割引の導入（吉田町） - 回数券（一般・福祉・こども）の導入（吉田町） - 地域イベント等での利用促進（吉田町）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
吉田町が運行事業者に委託料を支払うため、費用の負担者となる。 ※令和7年度の“ぎゅっと”カーよしだの運行に係る総事業費は54,380千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
吉田町において登録者数及び利用者数の実績値を算出。地域公共交通会議において評価検証を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
【令和6年度】 ・ 令和6年5月28日 “ぎゅっと”カーよしだ会員登録者アンケート調査結果について 吉田町地域公共交通計画の進捗について “ぎゅっと”カーよしだ令和6年度の取組 ・ 令和6年10月7日 “ぎゅっと”カーよしだの緊急時対応について “ぎゅっと”カーよしだの状況について （通学通勤時の交通手段についてのアンケート結果・朝の運行方法、利用促進） ・ 令和6年12月26日 令和6年度“ぎゅっと”カーよしだの評価について 令和7年1月以降の“ぎゅっと”カーよしだの運行内容について 吉田町地域公共交通計画の変更について ・ 令和7年3月27日 “ぎゅっと”カーよしだについて （会員登録者アンケート結果・令和7年4月以降の運行計画） 吉田町地域公共交通計画の変更について 【令和7年度】 ・ 令和7年5月22日 “ぎゅっと”カーよしだの緊急時対応について “ぎゅっと”カーよしだ令和7年度の取組 令和8年度吉田町地域公共交通確保維持改善事業に係る計画について パブリックコメントの実施結果及び吉田町地域公共交通計画の改定案について ・ 令和7年8月13日 “ぎゅっと”カーよしだの協議運賃の設定について ・ 令和7年12月24日 地域公共交通計画の達成状況について 令和7年度“ぎゅっと”カーよしだの評価について ・ 令和8年3月27日 令和7年度“ぎゅっと”カーよしだの利用状況の振り返り 次期吉田町地域公共交通計画の策定について	

19. 利用者等の意見の反映状況

本計画の協議を行う吉田町地域公共交通会議には、自治会連合会、さわやかクラブ、教育委員会、社会福祉協議会等の代表者や関係者が参加している。また、会員登録者や通学・通勤でのバス利用が考えられる方へのアンケート調査、利用者や自治会等からの意見聞き取りにより地域停留所を追加するなど、利用者の意見は反映されている。

【通学・通勤時の交通手段についてのアンケート調査】

- ・実施時期：令和6年6月
- ・対象者：吉田町内に居住する高校生とその家族・町内に居住し、町内外へ通勤・通学する方
- ・調査方法：インターネット
- ・回収：294件

【会員登録者アンケート調査】

- ・実施時期：令和7年1月
- ・対象者：“ぎゅっと”カーよしだの会員登録者
- ・調査方法：郵送調査（郵送回収）とインターネット調査の併用
- ・配布数：1,028件
- ・回収：547件（回収率：53.2%）

- ・実施時期：令和8年1月
- ・対象者：“ぎゅっと”カーよしだの会員登録者
- ・調査方法：郵送調査（郵送回収）とインターネット調査の併用
- ・配布数：1,374件
- ・回収：726件（回収率：52.8%）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 榛原郡吉田町住吉 87 番地

（所 属） 吉田町企画課

（氏 名） 岩本 俊介

（電 話） 0548-33-2136

（e-mail） kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
吉田町	東海タクシー 株式会社	(1) “ぎゅっと”カーよしだ	吉田町内及び 榛原総合病院(牧之原市)			往 km 復 km	297日	7,711回			区域運行	①	停留所(吉田町役場)で補 助対象地域間幹線系統藤 枝相良線と接続	①
	有限会社 平和タクシー	(2) “ぎゅっと”カーよしだ	吉田町内及び 榛原総合病院(牧之原市)			往 km 復 km	304日	7,830回			区域運行	①	停留所(吉田町役場)で補 助対象地域間幹線系統藤 枝相良線と接続	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	吉田町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	21,389 ←5/29に最新情報公表後に修正
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
吉田町地域公共交通計画	令和7年5月22日 改定	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)